

うるま市包括的民間委託導入検討調査業務
【業務仕様書(案)】

第1章 総 則

第1条 適用範囲

本要領は、「うるま市包括的民間委託導入検討調査業務」（以下「本業務」とする）に適用する。

第2条 関係条例などの遵守

本業務は、本要領の定めるもののほか、下記の関係条例等を遵守のうえ実施するものとする。

- (1) うるま市土木設計業務等委託契約約款
- (2) 本市の諸条例、規則等
- (3) その他関係する法律、政令、省令、通達等
- (4) インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き(令和5年3月国土交通省総合策局)

第3条 関係書類の提出

受注者は、契約締結後、発注者が指定する期間内において、下記の書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。また、変更する場合も同様とする。

- ①着手届 ②工程表 ③管理技術者等通知書 ④経歴書 ⑤業務計画書
- ⑥業務完了届 ⑦業務成果物引渡書 ⑧その他、協議により指示のあった事項

第4条 管理技術者及び主たる担当技術者

1. 本業務は都市経営、都市計画並びに包括的民間委託導入の具体事例や諸制度等の豊富な知識を要し、専門性の高い技術及び経験を要する業務であり、また発注者と綿密な協議・調整が必要となることから、管理技術者については【技術士（建設部門：都市及び地方計画）または（建設部門：道路）】の資格を有する者を配置し、主たる担当技術者については【技術士（建設部門：都市及び地方計画）、（建設部門：道路）または（総合技術監理部門：建設部門関連科目）】【シビルコンサルティングマネージャー（RCCM－都市計画及び地方計画）または（RCCM－道路）または（RCCM－造園）】いずれかの資格を有する者を配置しなければならない。
2. 管理技術者は原則沖縄県内に常駐している者を配置しなければならない。ただし、打合せ協議や発注者の申し出による急を要する協議、関係機関との調整や資料の提出等、本業務に支障をきたすことがないよう、速やかに応じることができればその限りではない。なお、県外から技術者を配置する場合の旅費交通費はすべて受注者の負担とする。

第5条 打合せ及び作業状況の報告

受注者は、本業務の実施にあたって、発注者と十分な打合せを行い、作業工程に従って適切な業務の遂行に努めなければならない。また、発注者が作業状況の報告を求めたときは直ちに報告を行うものとする。

本仕様書に記載していない事項であっても、作業上必要と認められるものについては、発注者と協議し履行するものとする。

第6条 損害賠償

受注者は、業務遂行中に生じた事故及び第三者に与えた損害等に対して、一切の責任を負い、これに係る費用のすべてを負担する。この場合、内容・状況等を発注者へ報告し、指示に従うものとする。

第7条 体制の確保

受注者は、本業務の実施にあたって、発注者が指定する打合せ及び緊急を要する事項等に対して、迅速に対応できる体制を確保しなければならない。

第8条 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合、または、定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者との協議の上、発注者の指示に従うものとする。また、協議結果を記録整備しておくものとする。

第9条 秘密の保持

受注者は、本業務の遂行上知り得た一切の事項について、第三者に漏らしてはならない。また、業務期間中及び業務完了後において地域住民に対し、誤解や疑義を招くような言動をしてはならない。

第10条 資料の貸与

発注者は、本業務を実施するために必要な図書等を受注者に貸与するものとする。受注者は、貸与された図書等を業務完了後、速やかに返却しなければならない。なお、貸与された図書等に破損、紛失等があった場合は、受注者がその責務を負うものとする。

第11条 検査

受注者は、本業務完了後、成果品及び関係資料を提出し、管理技術者立会いの上、完了検査を受け、発注者から修正の指示を受けた場合は、速やかに修正をしなければならない。

第12条 成果品の帰属

成果品等はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を得ずに他の公表、貸与又は使用してはならない。

第13条 著作権等の取り扱い

本業務に使用する第三者が権利を有する著作物については特に留意し、当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続は受注者の責において行うものとする。

第 14 条 瑕疵

受注者は本業務完了後といえども、受注者の瑕疵等に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに発注者の必要と認める修正等を受注者の負担において行うものとする。

第 15 条 補則

本仕様書に定めない事項や本業務を進めるにあたっては、受注者は発注者と十分調整を図りながら行うものとする。

業務内容変更により、契約金額に変更が生じる場合は、発注者と受注者との協議の上、契約変更を行うものとする。

第 2 章 業務内容

第 16 条 業務名

うるま市包括的民間委託導入検討調査業務

第 17 条 目的

うるま市は、島しょ地域を有する自治体であり、市が管理する道路延長及び公園数は県内で 2 番目の多さであるなか、インフラ施設の老朽化、維持管理体制や管理費用の偏りなど、エリアとして適正な維持管理の実施が確保できていない状況に加え、亜熱帯地域の特性において雑草の繁茂が早く、管理が行き届かないなど多くの課題を抱えている。

本業務では、市が管理する道路と公園について、地形・地域特性や業務特性に応じた分野横断型の維持管理体制を包括的に構築することにより、維持管理体制の合理化、維持管理水準の向上と継続をはかるため、モデル事業として導入する地区を選定し、分野横断型の包括的民間委託導入に係る調査検討を行うことを目的とする。

第 18 条 履行期間

契約日の翌日～令和 6 年 3 月 21 日まで

第 19 条 見積仕様書

本業務の提案価格書は、別紙「業務内訳書」に沿って下記のとおり作成するものとする。

- ① 工種毎に「職種名」「人工数」「数量」「単価」を明記した直接人件費の内訳書
- ② 直接経費の内訳書
- ③ 令和 5 年度設計業務委託等技術者単価にて作成
- ④ 設計に使用する価格は原則として消費税抜きとし、業務価格は税抜き表示とする。
- ⑤ 消費税率は 10% として、業務委託料を算出することとする。

(業務委託料) = (業務価格) + (消費税相当額)

第 20 条 業務内容

(1) 現状把握

道路及び公園の維持管理の現状について、既往の資料整理や職員ヒアリング調査等を通じて、維持管理業務（直営、外部委託）、職員体制・役割、地元企業状況、施設と費用等を把握する。

(2) 先進地調査・研究

包括的民間委託を導入している他自治体の事例及び現状等について調査する。また、先進事例について、講演会等を開催する。なお、県外から講師を派遣する際には、関係者との日程調整や講演内容等について調整を行うとともに、講師の旅費等についても本業務において支払いを行うものとする。

(3) 課題の整理

市のインフラサービス提供の持続性確保の観点から、解決すべき問題点（課題）を整理する。

(4) 基本方針の検討

上記で整理した課題を踏まえ、先進事例を参考に、包括的民間委託導入によって目指す姿及び方向性を基本方針として検討する。

(5) 実現可能なスキームの検討

包括的民間委託の導入にあたり、対象とする業務範囲・内容、契約期間等について具体化に向けた検討を行う。サービス水準の担保（確実性）と、官民の負担抑制（実現性）のバランスが取れた委託業務の管理項目、リスク分担、要求水準について検討する。他事例等も参考に、契約手法や契約主体（民間側体制）について法的課題と対応、実現方策を検討する。

(6) モデル地区の抽出

地形・地域特性と業務特性を踏まえた上で、施設配置、事業量、市内事業者所在地等を勘案し、包括的民間委託をモデル事業として導入する地区を選定する。

(7) 民間事業者との対話

民間事業者への市場調査（アンケート調査及び個別ヒアリング等）を実施し、上記検討項目へ反映する。

調査項目：事業の妥当性、参加意向、意見要望など

なお、対象者や対象者数は提案によるものとする。

(8) 包括的民間委託導入による効果検証

包括的民間委託の導入による効果として、現状と導入後のトータルコストを算出し、財務面における効果検証を行う。また、財務面以外の事業効果や課題等についても整理し、事業全体の検証及び定量・定性的なメリットも含め評価を行う。※成果をもとにして(4)(5)への修正・反映を適宜行うものとする。

(9) 仕様書等の概略検討

上記検討結果を踏まえ、構成や記載すべき事項等を検討し、仕様書(案)として整理する。

(10) 内部委員会の開催支援

各調査段階において、内部委員会等の開催を支援する。開催回数は3回を想定する。開催にあたり、資料の作成及び準備、運営支援、会議録作成、意見整理等、会議に必要な支援を行う。

(11) 報告書作成

(1)～(10)を取りまとめた業務報告書を作成する。

第21条 業務打合せ

本業務が円滑に実施されるよう業務着手時、中間時、成果品納入時の6回を基本とする。なお、この中に、民間事業者との対話や内部委員会開催時を含めるものとする。
(業務遂行上、6回以上となっても変更の対象としない。)

第22条 成果品

- (1) 報告書(リングファイル綴り)・・・・・・・・・・・・・・ 3部
- (2) 電子データ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ CD-R等一式
- (3) その他発注者の指示するもの・・・・・・・・・・・・・・ 一式

第23条 その他留意事項

成果品及び各種説明資料について、適宜カラー印刷を用い、「分かりやすさ」「きめ細やかさ」「進行管理への配慮」を重視して編集を行い、概念図、各種説明用図面等を作成し、見やすい資料の作成に努めるものとする。また、説明用のパワーポイントも適宜併せて作成する。